

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
農薬・動物用医薬品部会
議事次第

日時：平成16年5月26日（水）
14:00～17:00

場所：ホテルフロラシオン青山
（芙蓉西・芙蓉東）

1. 開会

2. 議題

- (1) 食品中の残留農薬等に係る基準の設定について
 - ・ ボスカリド（農薬）
 - ・ 鶏伝染性気管支炎生ワクチン（動物用医薬品）
 - ・ 豚ボルデテラ感染症精製（アフィニティークロマトグラフィー部分精製）・豚パスツレラ症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（動物用医薬品）
- (2) 食品中に残留する農薬等へのポジティブリスト制の導入について
 - ・ 暫定基準について
 - ・ 一律基準について
- (3) その他

3. 閉会

(配布資料)

【ボスカリド（農薬）】

- 資料 1-1 食品安全委員会における食品健康影響評価結果（案）
- 資料 1-2 農薬・動物用医薬品部会報告（案）
- 資料 1-3 国民平均、幼小児、妊婦、高齢者別の農産物・畜産物摂取量

【鶏伝染性気管支炎生ワクチン（動物用医薬品）】

- 資料 2-1 農林水産省からの意見の聴取について
- 資料 2-2 食品安全委員会における食品健康影響評価結果（案）
- 資料 2-3 農薬・動物用医薬品部会報告（案）

【豚ボルデテラ感染症精製（アフィニティークロマトグラフィー部分精製）・豚パストレラ症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（動物用医薬品）】

- 資料 3-1 農林水産省からの意見の聴取について
- 資料 3-2 食品安全委員会における食品健康影響評価結果（案）
- 資料 3-3 農薬・動物用医薬品部会報告（案）

【ポジティブリスト制の導入（暫定基準）について】

- 資料 4 暫定基準（第 1 次案）に対して寄せられた主なご意見について
（未定稿）

【ポジティブリスト制の導入（一律基準）について】

- 資料 5 食品衛生法第 11 条第 3 項に規定する「人の健康を損なうおそれのない量」の設定に関する考え方（案）

【参考資料】

- 参考資料 1 食品中に残留する農薬等の暫定基準（第 1 次案）について
- 参考資料 2 食品安全委員会への意見聴取及び食品健康影響評価結果について
- 参考資料 3 「食品に関するリスクコミュニケーション（食品中に残留する農薬、動物用医薬品等のポジティブリスト制導入の取組に関する意見交換会）」の開催について

※資料 5 の文献 1～7 及び「農薬等の暫定基準（第 1 次案）に対して寄せられた御意見について」（平成 16 年 4 月 13 日同部会資料）については、委員限りに配布しているが、厚生労働省行政相談室において閲覧可能である。